

愛媛県八幡浜庁舎エレベーター保守点検業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、愛媛県八幡浜庁舎に設置しているエレベーターの定期的に行う保守点検業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号に所在する愛媛県八幡浜庁舎のエレベーター保守点検業務（以下「業務」という。）を別添「愛媛県八幡浜庁舎エレベーター保守点検業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 この契約に基づく委託料（以下「委託料」という。）は、 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

ただし、消費税及び地方消費税の税率が変動し、契約金額を改定する必要が生じたときは、乙は改定日の1月前までに書面で契約金額の変更を甲に通知し、甲乙協議のうえ、契約金額を改定する。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。（規則第154条の規定を適用する場合は、「免除する」に書き換える）

（委託料の支払い）

第5条 委託料の支払は毎月払いとし、毎回の支払額を 円とする。

2 乙は、毎月甲による業務完了の確認を受けた後、甲に請求書を提出するのもとし、甲は、乙の適正な請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

（支払の遅延）

第6条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間に内に代金を支払わなかつたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（代理受領の禁止）

第7条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならぬ。

(業務実施計画書)

第10条 乙は、契約締結後、速やかに業務実施計画書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画を変更しようとするときは、事前に変更計画書を甲に提出するものとする。ただし、軽微な変更は除く。

(調査等の実施)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

2 前項の調査等により乙の業務が不十分と認められたときは、甲は乙に対して改めて業務の実施を命ずることができるものとする。

(実施報告書及び完了検査)

第12条 乙は、業務が完了するごとに遅滞なく甲に対して実施報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実施報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了検査を行うものとする。

(費用の負担)

第13条 業務を行うために必要な機械器具及び薬品類に係る費用は、全て乙の負担とする。

2 甲は、乙が業務を実施するために必要な電気、ガス、水道を無償で乙に提供するものとする。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、業務の内容を変更することができる。この場合における委託料は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約保証金の還付等)

第15条 乙は、第12条第2項に規定する業務完了の確認が全て完了したときは、甲に契約保証金還付請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する還付請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第18条によらないで、乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲が行う確認の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第17条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わなければならぬ額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払いの日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が業務の実施にあたり、故意又は過失により建物等を破損若しくは亡失したときは、その損害を請求することができる。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務の遂行に際し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

愛媛県宇和島市天神町7番1号
甲 愛媛県南予地方局長

乙